参考資料

第 10 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び第 9 回トラック運送業の生産性向上協議会

平成 31 年 2 月 20 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分
於） 厚生労働省本館１７階　専用第２１会議室

【 議　事　次　第 】

Ⅰ．開会

Ⅱ．議題

１．「ホワイト物流」推進運動の進め方について
２．地方協議会における取組等について
３．その他

Ⅲ．閉会

【 配　布　資　料 】

議事次第、委員名簿、配席図

資料１	「ホワイト物流」推進運動の進め方について	【国土交通省】
資料２	持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言・「ホワイト物流」推進運動推奨項目リスト	【国土交通省】
資料３	平成３０年度コンサルティング事業の中間報告について	【国土交通省】
資料４	平成３１年度アドバンス事業及び今後の協議会について	【国土交通省】
資料５	荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナーについて	【国土交通省】
資料６	荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組について	【国土交通省】
資料７	トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン	【国土交通省】
資料８	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について	【国土交通省】
資料９	農産物の物流改善について	【農林水産省】
資料 10	トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組について	【厚生労働省】
資料 11	平成３１年度予算について	【国土交通省】

資料1

「ホワイト物流」推進運動の進め方について（案）

「ホワイト物流」推進運動事務局

平成31年2月20日

「ホワイト物流」推進運動の概要

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」
推 進 運 動
生産性の高い物流を。

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、
①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
②女性や高年齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現
に取り組む運動を、関係者が連携し、強力に推進する。

企業等

コンプライアンス（法令遵守）
企業の社会的責任（CSR）

運動の趣旨へ賛同する（第1段階）とともに、具体的な取組項目について自主行動宣言を提出・公表するとともに、取組を実施（第2段階）。

（イメージ）
- ✓ 荷待ち時間の削減
- ✓ 荷役の機械化
- ✓ 契約の書面化　等

安定的な事業継続
物流システム効率化・トータル物流コストの最適化

期待・評価

国民

便利で快適な日常生活の維持

以下のような点への国民の理解と協力をお願いする。

（イメージ）
- ◆ 宅配便の再配達の削減
- ◆ 集荷・配達サービスの見直しへの理解
- ◆ 引越時期の分散
- ◆ SA・PAの大型車ｽﾍﾟｰｽには駐車しない 等

連携・協力

物流事業者

トラック運転者の確保のため、労働条件・労働環境の改善に取り組むとともに、荷主企業・元請事業者等に対し、物流の改善に関する提案を行い、実施する。

（イメージ）
- ➢ 働きやすい環境の整備
- ➢ 女性運転者の活用
- ➢ 物流の改善提案　等

理解・協力

働き方改革の実現
多様な人材の確保
労働生産性の向上

「ホワイト物流」推進運動の推進体制

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」推進運動
生産性の高い物流を。

「ホワイト物流」推進会議

（有識者）
野尻　俊明　流通経済大学学長（座長）
齋藤　　実　神奈川大学経済学部教授
高岡　美佳　立教大学経営学部教授

（関係団体）
日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

（労働組合）
交運労協
運輸労連
交通労連

（事務局）
国土交通省（主管）
農林水産省
経済産業省
全日本トラック協会

（設置期限：平成36年3月末）

連携

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

（議長）
野上　浩太郎　内閣官房副長官

（議長代理）
大塚　高司　国土交通副大臣

（副議長）
古谷　一之　内閣官房副長官補（内政）

（構成員）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

連携

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会・地方協議会

有識者、トラック事業者、荷主、労働組合等の関係者から構成され、中央及び各都道府県に設置されている。

「ホワイト物流」推進運動の進め方

みんなで、もっと働きやすい
「ホワイト物流」
推 進 運 動
生産性の高い物流を。

「ホワイト物流」推進会議

- 運動の趣旨と推進方針を決定

トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

- 企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を検討・調整

「ホワイト物流」推進運動HPの開設

企業等向け

- 関係団体を通じた運動への参加の呼び掛け
- 主要企業等に対し、運動への参加を要請
- 賛同企業等を公表

国民向け

- 政府広報や関係団体の広報媒体を活用した広報の実施。

【政府広報の媒体例】

参加企業等に期待するアクション

- 自主行動宣言（第1段階：賛同表明）・実施
- 自主行動宣言（第2段階：推奨項目宣言）・実施
- 自主行動宣言のアップデート（随時）

運動の拡大・深化

問題意識の喚起（トラック運転者不足が国民生活や産業活動に与える影響）

【トラック事業者】

現状のままでは
さらなる深刻化
が懸念される。

運転者不足の深刻化

・中高年齢層の大量退職
・罰則付きの時間外労働の
上限規制の導入
・宅配便需要の増加　等

トラック運転者の確保
のため、運転者の労
働条件の改善が急務。
運賃・料金はその原資。

運賃・料金「単価」の上昇

**運送サービスを提供可能な
トラック台数や日・時間帯
等の縮小**

稼げない割にトラック運転者の負担
の大きい仕事が敬遠されるように。

適切に対応しなければ
このような事態の発生が
懸念される。

【国民】

宅配便・引越が不便に

食品等の
物量の減少や品揃え不足

【企業等】

「トータル」
物流コストの増加

在庫の増加

機会損失の発生

営業利益減少

- 全国的にトラック運転者不足が深刻化する中で、現状のままでは、必要な輸送能力が確保できず、
  ・国民生活に関しては、宅配便や引越の運賃・料金の上昇や運送サービスの提供日・時間帯等の縮小、食品等の物量の減少や品揃え不足などが過度に生じるおそれ。
  ・産業活動に関しては、トータル物流コストの増加、在庫の増加、機会損失の発生及びそれによる営業利益の減少などが生じるおそれ。
- 国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼす事態を生じさせないためにも、荷主企業等とトラック事業者が連携し、物流システムの改善に取り組むとともに、物流システムの改善の必要性に対する国民の理解と協力を得る必要がある。
- 具体的には、①運転者の時間当たりの労働生産性の向上を図る観点、②運転者の時間的・心理的・肉体的負担が小さい形態での運送を実現する観点、③必要性に乏しい過剰なサービス水準を見直す観点などから、物流システムの改善を進める必要がある。

企業等への参加呼び掛け（基本的な考え方）

呼び掛けに当たっての基本的な考え方

- まずは、できるだけ多くの企業等に「ホワイト物流」推進運動に参加して頂くことが重要。
（最初は、必須項目に賛同頂き、その後、段階的に取組内容を増やし、深めて頂く。）

- このため、企業へ取り組みを呼びかける事項の内容は、様々な産業分野に共通する普遍的で効果が期待される取組を厳選するとともに、必須項目と推奨項目に分けて提示することとしたい。

自主行動宣言（賛同表明の際の宣言内容）（案）

● 自主行動宣言（賛同表明）の際には、すべての事業者が、取組方針や法令順守への配慮等についての下記3つの必須項目に合意し、賛同表明をすることとしてはどうか。

（取組方針）
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）
・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

自主行動宣言（推奨項目）（案）

- 推奨項目については、中央協議会で昨年策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に記載の内容に加え、トラック運転者の長時間労働の是正を進める上で重要な次の項目を追加してはどうか。
- 業種や業態により取り組む項目には違いがあるため、推奨項目の内容を公表するか否かは、企業等の任意とすることでどうか。

A.運送内容の見直し

〇ガイドライン掲載項目（13項目）
〇上記以外の項目
- 物流の改善提案と協力
- 納品日の集約
- 検品水準の適正化
- 物流システムや資機材の標準化

B.運送契約の方法

- 運送契約の書面化の推進
- 運賃と料金の別建て契約
- 燃料サーチャージの導入
- 下請取引の適正化

C.運送契約の相手方の選定

- 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D.安全の確保

- 荷役作業時の安全対策
- 異常気象時等の運行の中止・中断等

E.その他

- 宅配便の再配達の削減への協力
- 引越時期の分散への協力
- 物流を考慮した建築物の設計・運用

F.独自の取組

- 上記の各項目に該当しない独自の取組

企業等への呼び掛け（呼び掛けの方法）（案）

- より多くの企業等の参加を得るため、関係団体を通じた呼び掛けを行うほか、主要企業等に対しては、直接、文書による参加要請を実施してはどうか。

①関係団体を通じた傘下企業等への運動への参加の呼び掛け
・関係団体に対し、傘下企業等への運動への参加の呼び掛けや機関誌等での広報についての協力を依頼。

②主要企業等に対する参加要請文書の送付・公表
平成31年度については、貨物量や社会的な影響力が大きいと考えられる以下の主要企業等の代表者宛てに、参加要請文書を直接送付するとともに、呼び掛けを行った旨を公表。
【対象企業等】
・上場会社（約3700社）
・地域の主要企業等（各都道府県毎に50社程度）

③関係団体・企業等向けの説明会の開催
全都道府県で運動に関する説明会を開催する。

自主行動宣言の提出・公表方法（イメージ）

＜提出方法＞
- ポータルサイトより、提出様式ファイル（Excel様式）をダウンロードの上、必要事項を記入し、事務局のメールアドレスへ提出。（平成31年度中に企業等が直接データの登録・更新を行えるよう、ポータルサイトを改良予定。）

＜公表方法＞
- 賛同企業名については、随時公表する。
- 推奨項目への取組内容については、希望する企業等のみ公表することとし、その内容がポータルサイトで確認できるようにする。

「ホワイト物流」推進運動　賛同企業一覧

産業別

製造業

（東京都）

○○○（株）
（株）○○○
（株）○○○

（千葉県）

○○○（株）
（株）○○○
（株）○○○

○○業
○○業
○○業
○○業
○○業
○○業

地域別

北海道
（○○業）
（○○業）
（○○業）
（○○業）

青森県

岩手県

熊本県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

主たる事業の選択リスト（イメージ）

A. 農業，林業
B.漁業
C.鉱業，採石業，砂利採取業
D.建設業
E.製造業
F.電気・ガス・熱供給・水道業
G.情報通信業
H.運輸業，郵便業
I.卸売業，小売業
J.金融業，保険業
K.不動産業，物品賃貸業
L.学術研究，専門・技術サービス業
M.宿泊業，飲食サービス業
N.生活関連サービス業，娯楽業
O.教育，学習支援業
P.医療，福祉
Q.複合サービス事業
R.サービス業（他に分類されないもの）
S.公務（他に分類されるものを除く）
T.分類不能の産業

H.運輸業，郵便業
- 運輸業・郵便業（道路貨物運送業）
- 運輸業・郵便業（倉庫業）
- 運輸業・郵便業（その他の運輸業・郵便業）

※日本標準産業分類の大分類を基本とする。運輸業・郵便業は上記のとおりとする。

国民に呼び掛ける事項（案）

（物流への理解と協力）

◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、トラック運転者は日夜、頑張って貨物を運んでいます。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。

◆ 現在、運転者不足が深刻化しています。運転者が働きやすい環境の整備や物流の効率化に皆様のご理解・ご協力をお願いします。

（宅配便）

◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。

➢ できるだけ１回で受け取りましょう。
➢ このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。
➢ 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。
➢ 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
➢ サービス内容の見直し（例.日曜日の集荷・配達の取りやめ 等）へのご理解・ご協力をお願いします。

（出典）環境省「COOL CHOICE」HP

（引越し）

◆ 混雑時期を避けましょう。
◆ 早めに依頼しましょう。

（駐車）

◆ トラック運転者の休憩と安全運転のため、SA・PA、道の駅、コンビニなどの大型車駐車スペースへのマイカーの駐車はお控え下さい。

（応援）

◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？

トラック事業者：「ホワイト経営マーク」（仮称）（労働条件・労働環境）、Gマーク認定事業者（交通安全）、荷主企業：「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

広報活動の実施について（案）

- 企業等や国民の皆様に「ホワイト物流」推進運動に賛同して頂き、具体的な行動変化につなげて頂くため、政府広報や関係団体の機関誌、賛同企業等の広告を含む様々な広報媒体を活用して広報を実施する。

【当面の取組】

①ポータルサイト	運動のポータルサイトを開設。順次、動画を含むビジュアルなコンテンツの充実を図る。
②キャンペーンロゴ	運動の賛同企業等が表示できるキャンペーンロゴを作成する。
③政府広報	マスメディアに加え、インターネットを活用。
④関係団体の機関誌等	ご協力を頂ける団体、企業等を募り、機関誌、広告等で広報。
⑤説明会	全都道府県で関係団体・企業等向けの説明会を開催。
⑥セミナー	具体的な取組の進め方等に関するセミナーを各地で開催。
⑦関係団体等の行事等	関係団体の新年賀詞交歓会、総会、事業者大会等の機会などを活用し、運動への参加を呼び掛け。

スケジュール（案）

2019年

2月20日　トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会
（企業等や国民への詳細な呼び掛け内容等を決定）

3月下旬頃　ポータルサイト開設・賛同企業等の募集開始
中央説明会（関係団体向け）

4月以降　地方説明会（関係団体、企業等向け）

10月頃　賛同企業の数、取組状況等の集計・公表（第1回）（9月末締切）
※各企業等は、自主行動宣言を事務局に提出の上、自社のHP等で随時公表可。

2020年

1月頃　賛同企業の数、取組状況等の集計・公表（第2回）（12月末締切）
※以後、随時公表

【様式】資料2

「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

（全社公表）

企業・組合名	役職（代表者の役職・氏名を記載）	氏名	所在地	主たる事業（選択肢から一つ選択）	ホームページ
ホワイト食品工業（株）	代表取締役社長	白井　伸	東京都	製造業	http:**********.html

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新：	2019年7月1日

（取組方針）
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）
・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

（以下はそれぞれ任意で公表）

No.	分類番号（「推奨項目リスト」に記載の分類番号を記入して下さい。集計に使用しますが、公表の際には分類番号は表示しません。）		取組項目（「推奨項目リスト」に記載の取組項目を記入して下さい。）	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	②	予約受付システムの導入	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
3	A	③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
4	A	⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じます。
5	E	①	宅配便の再配達の削減への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅に宅配ボックスを設置します。
6	E	②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越時期を分散させます。

PR欄（公表したい場合のみ記載（5行以内））	
	・パンや和菓子などを製造して80年。地域の皆様に愛される企業を目指して頑張っています。 ・ホームページで通信販売も行っています。是非、ご覧下さい。 ・包装の簡素化や食品ロスの削減に取り組んでいます。詳しくはhttp:**********.htmlをご参照下さい。 ・物流事業者の方からの提案をお待ちしています。担当部署：〇〇部〇〇課

【参考】

「ホワイト物流」推進運動
推奨項目リスト

※各企業・組合等において、自主行動宣言の内容を検討して頂く際に参考にして頂くための推奨項目リストです。
※物流の実態は各企業・組合等毎に異なりますので、関係すると考えられる項目について、まずは、取り組みやすい項目からでも結構ですので、是非ご検討をお願いします。
　また、このリストに記載されていない任意の取組についても、自主行動宣言の対象に加えて頂くことができます。
※自主行動宣言の内容の変更は随時可能です。変更した場合は、運動のポータルサイトを通じ、事務局までお知らせ下さい。

分類番号		取組項目	取組内容 ※以下に記載の取組内容は記載例です。適宜変更して頂くことができます。 ※まずは一部の拠点で実施する場合や、試験的に取り組む場合、実施する方向で検討を進める場合などもご記載頂けます。
A. 運送内容の見直し （※）厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」参照			
A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	②	予約受付システムの導入（※）	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
A	③	パレット等の活用（※）	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
A	④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供（※）	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
A	⑤	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離（※）	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑥	集荷先や配送先の集約（※）	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑦	運転以外の作業部分の分離（※）	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑧	出荷に合わせた生産・荷造り等（※）	・出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷待ち時間を短縮します。
A	⑨	荷主側の施設面の改善（※）	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮します。
A	⑩	リードタイムの延長（※）	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定時刻を厳守します。 ・着荷主として幅を持たせた到着時刻を認めることなどにより十分なリードタイムを確保します。
A	⑪	高速道路の利用（※）	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑫	混雑時を避けた配送（※）	・道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させます。
A	⑬	発注量の平準化（※）	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの繁閑差を平準化します。
A	⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト（※）	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
A	⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	⑯	検品水準の適正化	・取引先から検品方法（例.検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等）や返品条件（例.「輸送用の外装段ボールに汚れ、擦り傷があっても、販売する商品に影響がなければ返品しない」）等の検品水準の適正化に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	⑰	物流システムや資機材の標準化	・取引先や物流事業者から、データ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
B. 運送契約の方法			
B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価（運賃）と運送以外の役務等の対価（料金）を別建てで契約することを原則とします。
B	③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じます。
B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
C. 運送契約の相手方の選定			
C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索（国土交通省HP） http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
C	②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。 【参考1】自動車運送事業者のホワイト経営の「見える化」 平成31年度中の認証制度の創設を目標に国土交通省の検討会で検討中 【参考2】安全性優良事業所（Gマーク事業所）都道府県別一覧表（全日本トラック協会HP） http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html
D. 安全の確保			
D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
E. その他			
E	①	宅配便の再配達の削減への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。
E	②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越時期を分散させます。
E	③	物流を考慮した建築物の設計・運用	・自社が新規に建築する商業施設やオフィスビルについては、国土交通省「物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～」を参考にして設計・運用します。
F. 独自の取組			
F	①	独自の取組 ※独自の取組が複数ある場合は、E②、③、④…と番号を追加して下さい。 ※項目名は、取組の内容に応じて適宜記載して下さい。	（例） ・「トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化」につながる独自の取組 ・「女性や60代の運転者を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現」につながる独自の取組

平成３１年度アドバンス事業及び今後の協議会について（案）

資料４

輸送品目別の取組の強化

○パイロット事業では様々な輸送品目について取組みを行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題や実態を把握し、改善方策を検証する。

○地方によって輸送品目ごとに課題が異なる面もあることから、中央・地方の両方において関係者と取組みを進める。

具体的取り組み（案）

○荷待ち件数が特に多い分野で平成３０年度に設置した輸送品目別懇談会（加工食品、建設資材、紙・パルプ）について、引き続き輸送品目別懇談会を開催し議論を行い、輸送品目に応じた課題の抽出及び改善策の検討・検証を実施

○懇談会で得られた改善策について展開・浸透を図るべく、各運輸局単位で地方懇談会（既存の地方協議会を活用することも想定）を設置し、輸送品目別懇談会から地方懇談会への縦展開を図るとともに、地方懇談会から管内の各地方協議会に対して横展開を実施

○アドバンス事業として、地方懇談会ごとに輸送品目に係る実証実験を実施し、改善策に係る効果を検証

○検証で得られた有用な効果について、適宜ガイドラインや事例集へ反映